

「令和8年度「広報あいかわ」印刷製本業務」

公募型プロポーザル実施要領

愛川町

総務部 政策秘書課

「令和8年度「広報あいかわ」印刷製本業務」 公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

この要領は、標記業務に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

令和8年度「広報あいかわ」印刷製本業務（以下「本業務」という。）は、愛川町が主に町内在住者に対し、行政情報やイベント情報、暮らしに関わるさまざまな情報を分かりやすく伝えるため、毎月1日に発行する「広報あいかわ」の編集、印刷製本及び指定場所への納品を行うことを目的とする。

なお、本業務の具体的な成果物に関しては、本業務基本仕様書記載のとおり。

3. 本プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本業務は、業務内容に幅広い専門知識やノウハウが必要であり、作成される広報紙の品質は、町から発信する行政情報や防災、福祉、子育てなど、町民の暮らしに直結する様々な情報の伝達に大きく影響するものである。

このため、優先交渉権者の特定にあたっては、価格のみによる競争ではなく、民間の高度な専門知識や企画力、デザイン力、業務遂行能力、広報紙作成に対する姿勢など、本業務において重要となる要素を十分に評価することができる本プロポーザル方式によるものとする。

4. 委託業務名称

令和8年度「広報あいかわ」印刷製本業務

5. 業務内容

本業務基本仕様書参照

6. 提案限度額

金7,433,000円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約規模を示すためのものである。

7. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(令和8年11月1日号～令和9年4月1日号)

なお、契約締結日、期間、納期の詳細については協議の上、別途決定する。

8. 参加条件

本プロポーザルへの参加を行うことのできる者は、次の(1)から(5)の全ての条件を満たすものとする。

なお、提出された書類に虚偽があった場合は、参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
- ③ 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- ④ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- ⑤ 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は、参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

(2) かながわ電子入札共同システムにより、愛川町の入札参加資格を有し、「一般委託」の営業種目「デザイン制作委託」または「物品」の営業種目「オフセット印刷」に登録されている者であること。

(3) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、愛川町指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

9. プロポーザル主要スケジュール

内 容	日 程
告示	令和8年6月15日（月）
プロポーザル関係資料（仕様書等）の配布	6月15日（月）～ 7月6日（月）午後5時
参加申込書の提出期限	7月6日（月）午後5時
参加資格確認結果通知	7月8日（水）
質問書の受付期限	7月13日（月）午後5時
質問書の回答	7月15日（水）
提案書等の提出期限	7月21日（火）午後5時
プレゼンテーションの実施	7月27日（月）
審査結果通知	8月上旬
契約の締結及び結果の公表	8月上旬
業務の開始	8月中旬

10. 事業担当課（本プロポーザルに関する問い合わせ先）

愛川町役場 総務部 政策秘書課 秘書広報班

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

電話 046-285-6924（直通）

メール koho@town.aikawa.kanagawa.jp

11. プロポーザル関係資料の配布

令和8年6月15日（月）～令和8年7月6日（月）の間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

※「愛川町ホームページ」→「しごと・産業」→「入札・契約」→「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

12. プロポーザルへの参加申込書の提出

（1）参加申込書類

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、令和8年7月6日（月）午後5時までに、プロポーザル参加申込書（様式1）を事業担当課まで提出してください。（郵送可）

（2）参加資格確認結果通知

提出されたプロポーザル参加申込書類の内容に基づき、参加資格確認を行い、その結果について通知します。

1 3. 仕様書等に関する質問・回答について

(1) 質問の受付期限

令和8年7月13日（月）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

指定の質問書（様式3）に記入の上、持参若しくは電子メールにより提出してください。

(3) 質問書の回答

令和8年7月15日（水）までに愛川町ホームページ内にて回答します。

(4) その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受付しません。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受付しません。

1 4. 提案書類等の提出について

(1) 提案書類について

① 提出部数 正本1部、副本（写し）4部

② 提出期間（期限）

令和8年7月21日（火）までの愛川町役場開庁日

午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

直接、事業担当課 窓口に書類をお持ちください。（郵送不可）

③ 提案書類の作成要領

【企画提案書】

ア 企画提案書は任意様式とし、サイズはJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みしてください。

イ 企画提案書は評価基準表の企画提案記載番号の順序で作成してください。なお、作成にあたっては、各ページ右上に企画提案記載番号を記載し、企画提案内容書全体（表紙を除く）で両面10ページ以内としてください（A3判の場合は2ページ換算）。各評価事項のページ数の内訳は次のとおりとします。

(ア) 企画力に関する提案

(イ) 柔軟性に関する提案 2ページ以内

(ウ) 機動力（業務遂行能力）に関する提案 2ページ以内

(エ) 業務実績に関する内容 2ページ以内

ウ 上記のほか、企画提案書には次の内容を含めてください。

(ア) 提案する「広報あいかわ」のデザインコンセプト

- (イ) 製作工程（11月1日号の出稿から納品までの製作スケジュール）
- (ウ) 校正回数、校正の方法（電子データ・紙媒体の別、出張校正の有無など）
- (エ) 製作スタッフ（ディレクター、デザイナーなど）の配置と人数
- (オ) 会社概要や特徴、事業実績など
- (カ) その他（独自の提案事項などありましたら）

【「広報あいかわ」の具体的な表現提案】

- ア 「広報あいかわ」の具体的な表現提案はA4判カラーとし、3点まで提案可とします。
- イ 「広報あいかわ」令和8年6月1日号の再編成版として表現提案をまとめてください。
- ウ 表紙の題字ロゴマーク及び表紙デザインフォーマットのリニューアル、綴じ方向の変更は可とします。
- エ 6月1日号の全ての記事を提出作品に掲載する必要はありません。1つの記事内で、本文等の内容の取捨選択・リライトも可能です。また、ページ配分を変更しても構いません（特集を3ページにするなど）。どの記事・内容を取捨選択・リライトしたかは採点に影響を与えませんが、1つの記事内で意味が通るように作成してください。
- オ 写真やイラスト、アイコンは、提供した写真や画像のほか、貴社所有素材やフリー素材を自由に使用し、レイアウトしてください。

※企画提案書や「広報あいかわ」の具体的な表現提案は評価基準表の評価ポイントを踏まえて作成してください。

※表現提案に係るテキストや画像データ等は参加申込書提出期限後に、メール等により提供します。提供データは本業務提案以外の目的に使用してはならず、審査終了後速やかに削除してください。なお、発行済みの「広報あいかわ」は町ホームページでご覧ください。

「広報あいかわ」は町と町民の最大のコミュニケーション媒体であり、行政情報を正確に分かりやすく伝え、必要な制度や手続きについて町民の理解を促し、適切な行動につなげる役割も担っていることから、すべての町民に読んでもらうことが理想であります。

現在、「広報あいかわ」は新聞折り込みのほか保育園児や小・中学生の子どもたちを通じて、幅広い世代の方に配布していますが、世代ごとの関心に応じた紙面づくりについては、さらなる工夫の余地があります。特に若年層・子育て世帯に対しては、町政情報をより身近に感じてもらい、手に取って読んでもらえる広報紙づくりが課題となっています。

また、近年、異常気象による自然災害や物価高対策などの緊急支援事業など、突発的な情報発信にも対応できる体制の構築が広報紙にも求められています。

こうしたことから「広報あいかわ」は、高齢者には分かりやすく、若年層・子育て世帯にはより一層興味の持てる紙面づくりをするとともに、緊急支援事業や自然災害などについては、タイムリーで効果的な情報発信に努めたいと考えています。

したがって、本プロポーザルにあたっては、これらの課題を踏まえた提案をお願いします。

(2) 見積書等について

- ① 見積書（様式2）正本1部、副本（写し）4部
- ② 提出期限及び提出場所は提案書類と同様とし、必ず提案書類と同時に提出ください。
- ③ 見積書は、指定の様式を必ず使用すること。それ以外の様式による提出は失格となりますのでご注意ください。
- ④ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含みます。
- ⑤ 見積書の内容は16ページ組みと20ページ組みの月額（税込み）及び令和8年11月1日号から令和9年4月1日号分までの総額（税込み）としてください。積算に当たっては、本業務基本仕様書「3. 広報あいかわの規格等」「6. 参考価格」を参照してください。
 - ・ 16ページ組み、全面4色刷り、部数14,800部（1回）
 - ・ 20ページ組み、全面4色刷り、部数14,800部（5回）
- ⑥ 見積価格の評価は令和8年11月1日号から令和9年4月1日号分までの総額（税込み）で行います。
- ⑦ 見積書記載の提案価格の上限額は、7,433,000円（税込み）とします。この上限額を超える見積書の価格評価は失格となります。

(3) 提出書類の取扱い等

- ① プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。
- ② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提案書類及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。
- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、町がその写しを作成し、使用することがあります。
- ⑤ 提出した提案書類は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱うことがあります。
- ⑥ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の価格が契約金額となります。

15. 審査

- (1) 審査は、参加業者によるプレゼンテーション（令和8年7月27日（月）予定）を実施し、審査基準（様式4）に基づき、提出された提案書類及び企画提案内容の実現性を確認したうえで、提案書類及び見積書の各評価項目の審査で得られた評価点の最も高い提案者を本委託業務の最優秀候補者として選定します。

なお、本プロポーザルの応募事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に、当該事業者に対する各審査員の採点結果の合計が、各審査員への配点合計の60パーセントを超えた場合には、最優秀候補者の要件を満たすもの

とします。

※最も評価点が高い提案が複数ある場合は、次の順序により決定します。

- ① 評価事項「柔軟性」「機動力（業務遂行能力）」の評価点の合計点が高いもの
- ② 見積書の価格が低いもの

(2) 審査方法は、審査員4名を評価者として、別に定める評価基準により評価を行い、各審査員の採点結果を合計の上、その合計点数が最も高い者を、最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とします（4名の配点の合計は、400点）。

(3) 提案種類の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

(4) その他

- ① プレゼンテーションは説明20分、質疑時間10分程度（予定）とします。
- ② プレゼンテーション順や時間などは参加申込書提出期限後に改めて通知します。
- ③ プレゼンテーション時に、町ではプロジェクター及びスクリーンを会場に用意しません（使用は提案者の自由）。

16. 審査結果等の通知及び公表

(1) 選定の結果は、全ての応募事業者に文書により通知します。

(2) 契約締結後速やかに契約締結者の名称を公表します。

17. 業務委託契約の締結等

(1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。

(2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の評価点が上位の応募事業者から契約締結に向けた協議を行います。

なお、評価点が高点の提案が複数ある場合は、「15. 審査」に準じ決定します。

18. プロポーザル参加者の指名取り消し及び失格等

(1) プロポーザル参加者として認められた者が、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、または、失格とします。

(2) プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失

格とします。

(3) プロポーザル参加者として認められた者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならないものとします。

なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

19. 提案等の無効及び辞退

(1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効、または失格とします。

- ① 参加資格のない者が行った提案
- ② 提案書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③ 記載事項が不明なもの又は提案書類提出書に記名押印のないもの
- ④ 提案書類が不足しているとき
- ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
- ⑥ 提案書類受付締切日までに提案されない、または到着しないとき
- ⑦ その他、本町の指示した事項に違反したとき

(2) 本プロポーザルへの参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年7月21日（火）まで（平日開庁日の8時30分から17時まで）に「辞退届（自由様式）」を事業担当課へ事前連絡の上、提出してください。なお、提案書類提出後の辞退はできないものとします。

20. その他

(1) 優先交渉権者特定の後、詳細仕様の協議を行い必要な訂正・追加・削除を行い確定させ、同者と契約書の取り交わしをもって契約成立とします。

また、企画提案時の条件が全て仕様に反映されとは限らないこと、本件仕様書に含まれないものであっても、業務上必要と考えられる作業事項については、その条件等の変更の可能性があることに留意してください。